

いじめ防止基本方針

花巻市立花巻中学校

令和7年3月1日改定

花巻市立花巻中学校 「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは絶対に許されない行為であることを踏まえ、いじめられている生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然とした指導をしていく必要がある。

そこで、花巻市立花巻中学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、国や県教委、市教委の方針を踏まえ、いじめ防止等のために総合的・効果的に推進することを目的とし、実施すべき施策を以下に定める。

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、様態・軽重の目安は、以下の通りと考える。

軽	からかい：	冷やかす、噂する、嘲笑する、嫌なあだ名を言う等
	仲間はずれ：	無視する、返事をしない、一緒に遊ばない等
	嫌がらせ：	落書き、物を隠す、遣い走りをさせる等
重	脅し：	金銭を要求する、おごらせる、無理に売りつける等
	暴力：	殴る、蹴る、ぶつかる、危険なことやわいせつなことをされたり、させられたりする等

上記の目安を参考に、本校では、事案を総合的に見て、以下の3つのレベルとして判断する。

・ レベルA	：	軽微なもの	※運営委員会
・ レベルB	：	早期解決が予想されるもの	※運営委員会
・ レベルC	：	重大事態（V 重大事態への対処 参照）	※調査委員会

※運営委員会→「校内運営委員会」で対応

※調査委員会→「いじめ問題調査委員会」で対応

2 いじめに対する基本認識

いじめ問題の特質として、学校の中で以下の点を共通確認して防止に取り組んでいくものとする。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の様態により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。

- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級・学年・全校で、互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりに努める。
- (2) 学級・学年では、学級内の生徒達にいじめ問題を自分のこととして考えさせ、自ら行動できる学級・学年集団づくりに努める。(学級経営力の向上)
- (3) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 教職員が生徒たちと活動の場を共有することにより、個々の状況や学級・学校の状態を把握するように努める。
- (5) 生徒達が学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談の充実に努める。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- (7) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実に努める。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (5) 生徒会取組として、各学級で「いじめ防止宣言」を掲げ、いじめ0へ向けた啓発活動を継続する。

3 いじめ防止のための組織

いじめの未然防止等の対策や重大事態への対応のための組織として、場合に応じて学校内に次のような組織を設置する。

(1) いじめの未然防止等の対策のための組織 (いじめ対策委員会) 基 19

① 構成員

委員長：校長

委員：副校長、主幹教諭、(指導教諭)、生徒指導主事、教育相談・適応指導係
各学年主任 必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー

② 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成等
- イ いじめ防止や解決に関わる資料の収集と研修会の企画・立案・推進
- ウ いじめの未然防止、早期発見の具体的取組の立案
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・各学年の状況報告等)
- オ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進
- カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止と情報モラルに関する指導法の充実・改善
- キ いじめレベルA、レベルB(本校のいじめ判断による)事案の報告と対応

③ 取組時期

月1回を目処に定例的に行う。

(2) 重大事態への対応のための組織(いじめ調査委員会) ※V 重大事態への対処 参照

① 構成員

委員長：校長

委員：副校長、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、当該学年主任
当該学級担任、適切な専門家、学校関係者以外の第三者
必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー

② 取組内容

- ア いじめレベルC(本校のいじめ判断による)事案への中心的関わり
- イ 事案の調査の実施と結果報告(花巻市教育委員会へ)
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供と経過報告
- エ 保護者説明会等の実施
- オ 再発防止策の立案と提示

③ 取組時期

いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会執行部の呼びかけによる「いじめ対策」に関する取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした「生徒会行事」への取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 「本校のいじめ防止基本方針」をPTAの各種会議で説明する。
- (2) 「本校のいじめ防止基本方針」をHPや学校報等に掲載するなどして啓発活動に努める。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信でも取り上げ、保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、いじめ防止の視点をねらいとした道徳や特別活動の授業を保護者や地域住民に公開する。
- (5) 学校報やPTA広報で、いじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじ

めの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめ早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家・関係機関が全力で実態把握に努める。
- (2) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くよう心がける。
- (3) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(生活記録ノート等の活用、担任による個別面談等)
- (4) 授業中はもとより、休憩時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (5) 遊びやふざけ合いのように見える行為、練習のふりをして行われる行為等、把握しにくいいじめについても教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気付いた時は、教職員が速やかに予防的介入を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談等の実施

いじめを早期に発見するために、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたいじめに関するアンケート 年3回(6月・11月・2月)
*ただし3年生は、原則として年2回(6月・11月)
- (2) 生徒を対象とした教育相談 年2回(6月・11月)
- (3) 保護者を対象としたいじめに関する聞き取り調査 年2回(学期末面談時)
- (4) 全職員を対象とした学級・部活動等における調査(経過報告も含む) 毎月始め

3 相談窓口の紹介

いじめの兆候を発見した時は、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校における、いじめの相談窓口を下記の通りとする。

☆日常のいじめ相談(生徒及び保護者より)・・・全教職員が対応
(担任、学年主任、副校長・主幹教諭)

☆スクールカウンセラーの活用・・・主幹教諭

☆地域からのいじめ相談窓口・・・副校長、主幹教諭

☆インターネット上のいじめ相談・・・生徒指導主事

学校外の電話相談機関

※もしもし教育相談(岩手教育会館3F相談室) 0120-895-114

※24時間いじめ相談電話(県教委 24時間対応) 019-623-7830

※ふれあい電話(県立教育センター) 0198-27-2331

※ふれあい電話(中部教育事務所) 0198-22-4981

※電話相談(花巻市教育委員会学校教育課) 0198-45-1311

※電話相談(花巻市教育委員会教育相談室) 0198-22-5257

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 問題を担当者が抱え込むことのないよう、学年や学校全体で組織的に対応する。
- (3) 管理職は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解決した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて教育委員会の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

2 いじめを認知した場合の基本的対応

(1) いじめに関する事案が発見(通報)された場合

- ① 情報を得た教職員は、その生徒の所属学年(長)、**生徒指導主事**に報告する。
- ② **生徒指導主事**は管理職に報告する。
- ③ 校長は、学年職員もしくは生徒指導主事による指導・援助で解決を図ることができると判断する。(レベルA～Cの判断)
- ④ 校長がレベルA・Bと判断した場合は、**いじめ対策委員会**を開催し、事実関係を調査した上で指導の過程を明確にし早急に解決を図る。
- ⑤ 校長がレベルCと判断した場合は、適切な調査委員を選定した上で解決に向けての組織を結成する。(→Ⅴ 重大事態への対処 参照)

(2) レベルA・Bへの対応

- ① 生徒指導主事が中心となって当該学年で役割を分担し、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- ② 必要に応じ**いじめ対策委員会**を開催し、生徒指導主事もしくは当該学年主任がいじめ事案についての進捗状況を報告し、解決に向けての方向性を確認する。
- ③ いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、当該学年の複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④ 指導後、解決が見られた場合でも校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組(継続的な観察・指導、保護者との連携、外部機関との連携など)を行う。また、学級・部活動等での様子を全職員で見守り、一定期間、その様子を**生徒指導主事**へ報告する。(調査用紙の提出)

(3) 外部機関との連携

- ① 事案によっては、校長は花巻市教育委員会に随時情報を伝え、連携して対応を図り、報告書等の提出を行う。
- ② 警察と連携が必要な事案に関しては、いじめのレベルに拘わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には、被害者・被害者の保護者の意向をよく聞き、適切に対応する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対しては全体指導や個別指導を行い、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級や学年等、当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう教職員全体で支援する。

4 インターネットでのいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、**いじめ対策委員会**で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、花巻市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、「いじめ調査委員会」を立ち上げ事案の詳細について調査するとともに、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォンやゲーム機等が大部分であることから、そのことを説明した上で家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態の捉え（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

推進法では、重大事態について、次のように定義している。（本校のレベル認定C）

- (1) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
（自殺を図った、重大な傷害を負った、金品等重大な被害、精神疾患を発症）
- (2) 在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。（目安：30日）

2 重大事態の報告

- (1) 本校で重大事態が発生した場合、速やかに花巻市教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

(1) 本校が調査の主体となる場合

花巻市教育委員会の指導・支援のもと、校長が中心となり以下の通り対応する。

- ① 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ調査委員会」（Ⅱ-3-(2)重大事態への対応のための組織 参照）が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。なお、有事の際に迅速に調査を進めることができるように、参加する専門家や第三者の人選を普段から進めておくものとする。

- ③ 調査においては、生徒指導主事・当該学年主任・主幹教諭が連携をとり、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、教師の主観に陥らないように配慮し、客観的な事実関係を迅速に調査する。
 - ④ 調査結果を花巻市教育委員会に報告する。
 - ⑤ いじめをうけた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。なおその際には、関係者の個人情報に充分配慮するものとする。
 - ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - ⑦ 本校の「いじめ調査委員会」において再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組むものとする。
 - ⑧ 報道等への対応については、花巻市教育委員会の指示のもと、校長または副校長が行うものとする。
- (2) 花巻市教育委員会が調査の主体となる場合
- 花巻市教育委員会の指示のもと、資料の提出など校長が中心となり、全面的に調査に協力する。（「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」参照）

VI 学校評価

いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、大きく次の2点を学期末、年度末の反省に加えて自校で評価を行い、次の学期や次年度に生かすこととする。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

VII その他

- 1 「いじめ防止を考える日」の制定

花巻市の方針に基づき、「いじめ防止を考える日」を6月1日とする。

- 2 校務の効率化

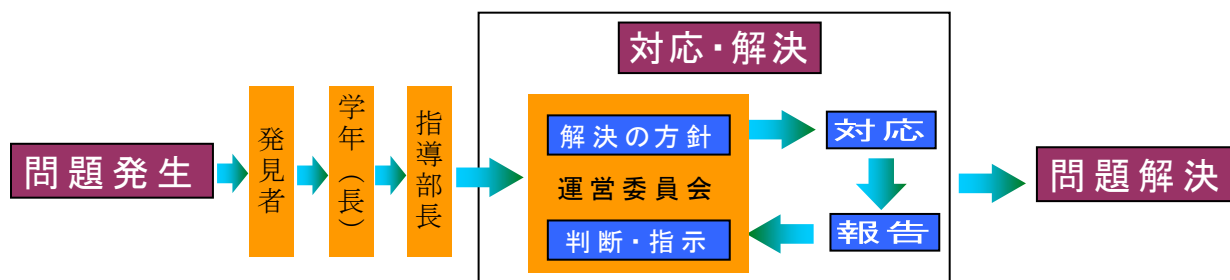
教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

- 3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、PTAの会議や学校評議員会、教育振興協議会、子どもサポート会議等の場を活用し、保護者及び地域に説明し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が本校生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

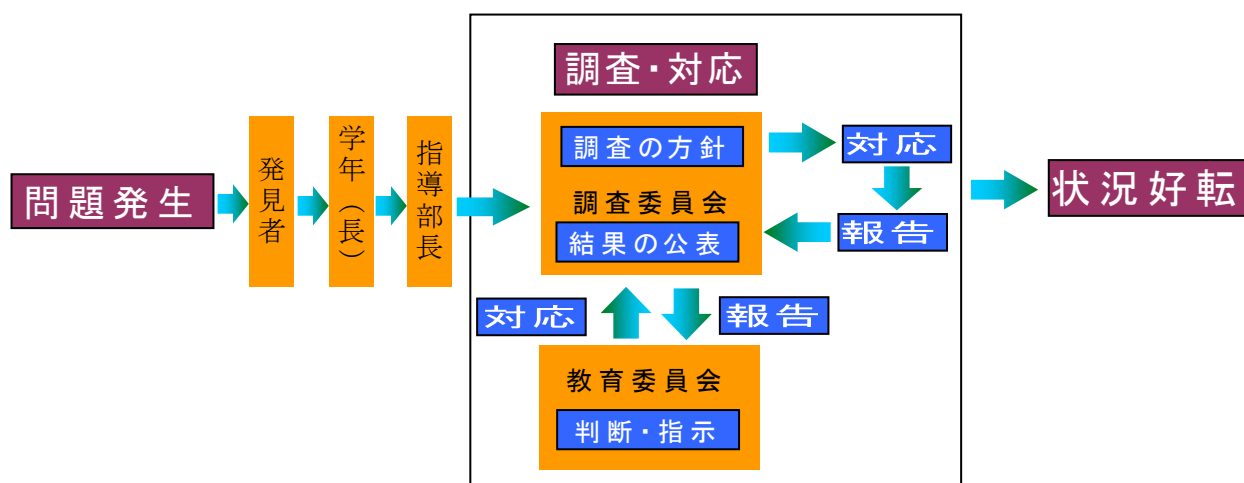
4 いじめにかかわる事案が発生した場合の対応・解決(状況好転)のサイクル

(1) いじめレベルA・Bの場合



※いじめレベルA・Bの場合は、具体的対応は当該学年となる。
 ※状況に応じて、花巻市教育委員会への報告を随時行う。

(2) 重大事態(いじめレベルC・調査委員会が本校に設置)の場合



※いじめレベルCの場合は、具体的対応は学校全体となる。